

## 豊田市自治区活動備品整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、自治区活動備品整備事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、自治区活動備品の整備に要する費用の一部を補助することにより、自治区活動を活発化させるとともに、基礎的コミュニティとしての自治区の育成を図ることを目的とする。

(備品管理の基本理念)

第3条 この要綱による補助金を受けて整備された自治区活動備品は、自治区住民の共通の財産として、有効に活用され、かつ、適切に管理されなければならない。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、自治区活動備品を整備しようとする自治区とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う自治区活動備品の購入又は修理とする。

2 前項の自治区活動備品の購入又は修理に関する基準は、別に定める。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に10分の5を乗じて得た額とする。ただし、デジタル技術の活用資する備品を整備する場合の補助金の額は、1自治区1回のみ補助対象経費の全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、次の各号に掲げる自治区の世帯数（補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月1日時点の自治区加入世帯数とする。）の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 300世帯まで 20万円

(2) 301世帯から500世帯まで 30万円

(3) 501世帯から1000世帯まで 40万円

(4) 1001世帯から2000世帯まで 50万円

(5) 2001世帯から3000世帯まで 60万円

(6) 3000世帯を超える場合 70万円

3 前項の規定にかかわらず、自家用軽貨物自動車（以下「自動車」という。）を購入する場合の補助金の額は、50万円を限度とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1項ただし書きを適用する場合の補助金の額は、10万円を限度とする。

(補助対象の例外)

第8条 前3条の規定にかかわらず、補助対象経費が3万円未満の場合又は自治区活動備品の単価が3万円未満の場合(当該備品が別に定めるものである場合を除く。)は、補助の対象としない。

(端数処理)

第9条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助事業実施前に自治区活動備品整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し(消費税を含み、当該見積金額が1者10万円以上となる場合は、同一型番のもので2者以上の見積書の写し)

(2) 補助事業の内容が自治区活動備品の修理である場合は、当該備品の修理前の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(申請等の特例)

第11条 補助事業者は次の各号に掲げる申請等については、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(1) 前条に規定する交付申請

(2) 第13条第1項に規定する変更等承認申請

(3) 第15条に規定する実績報告

2 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

(交付の決定)

第12条 市長は、第10条及び前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、自治区活動備品整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知は、交付申請書の提出があった日から起算して30日を経過した日までに行わなければならないものとする。

(計画の変更)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更(廃止含む。)をする場合は、直ちに市長に自治区活動備品整備事業計画変更等承認申請書(様式第3号。以下「承認申請書」という。)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 承認申請書には、必要に応じて第10条各号に掲げる書類を添付するものとする。

3 市長は、承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第14条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の決定を変更したときは、自治区活動備品整備事業補助金変更等決定通知書(様式第4号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 第12条第2項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、第12条第2項中「交付申請書」とあるのは「承認申請書」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、自治区活動備品整備事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)により、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 購入又は修理した自治区活動備品の写真(自治区活動備品ラベルを貼り付けてから撮影し、かつ、備品の数が確認できるもの)

(2) 領収書の写し等、自治区活動備品の購入又は修理に要した経費を証明できる書類

(3) 自動車の購入の場合は、自動車検査証の写し及び保険証書の写し等の任意保険への加入を証明できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第16条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治区活動備品整備事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知した後に、請求に基づき当該額を交付するものとする。

(概算払)

第17条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、第1項に規定する概算払を受けようとするときは、自治区活動備品整備事業補助金概算払申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 概算払により交付した補助金の額と第16条の規定により通知した額とに過不足が生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(2) 補助事業を廃止したとき。

(3) 補助事業に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、補助事業で取得した備品（以下「財産」という。）について、自治区活動備品台帳を整備しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(検査)

第20条 市長は、補助事業執行適正を期するため、補助事業者に必要な報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき帳簿等関係書類及び財産の管理状況を検査することができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の豊田市自治区活動備品整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市自治区活動備品整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(第7条第1項ただし書きの失効)

3 第7条第1項ただし書きは、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

(要綱の失効)

4 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

沿革	平成2年4月1日施行
	平成24年4月1日改正施行
	平成28年4月1日改正施行
	平成29年4月1日改正施行

平成30年4月1日改正施行  
令和3年1月1日改正施行  
令和3年4月1日改正施行  
令和4年4月1日改正施行  
令和4年10月1日改正施行  
令和6年7月1日改正施行  
令和7年4月1日改正施行  
令和8年4月1日改正施行

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区活動備品整備事業補助金交付申請書

年度において自治区活動備品整備事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_, 000円

2 補助事業の目的

.....  
.....  
.....

### 3 申請の内容（収支予算書兼事業計画書）

#### （1）収入の部

区 分	金 額（円）	備 考
市 補 助 金		
自治区負担金		
合 計		

#### （2）支出の部

備 品 名 （メーカー・型番号）	数 量	金 額 （円・税込）	備 考
合 計			

#### （3）保管場所等

備品の保管場所	
購入（修理）予定日	年 月 日（～ 年 月 日）
備品購入の目的	

添付書類等チェックリスト ※□にレ印を御記入ください。

- 1 見積書の写し（消費税を含み、当該見積金額が1者10万円以上となる場合は、同一型番のもので2者以上の見積書の写し）の添付
- 2 補助事業の内容が自治区活動備品の修理である場合は、当該備品の修理前の写真の添付

自治区名  
自治区長名 様

年度 自治区活動備品整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度自治区活動備品整備事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

豊田市長



記

補助金の額 金 円

- 注意
- 1 決定の内容については、添付の査定書を参照してください。
  - 2 補助事業の計画を変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
  - 3 この補助金は、自治区活動備品の整備に対するものであり、用途等が不適當であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。



様式第3号（第13条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区活動備品整備事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定（変更決定）を受けた自治区活動備品整備事業について、下記のとおり計画を変更（廃止）したいので、豊田市補助金等交付規則第8条の規定により承認されたく、申請します。

記

1 補助金交付申請額

（変更等前） 金 , 0 0 0 円

（変更等後） 金 , 0 0 0 円

2 変更等の理由

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

### 3 変更の内容（変更収支予算書兼事業計画書）

#### （1）収入の部

区 分	変更前①（円）	変更後②（円）	増減②－①（円）
市補助金			
自治区負担金			
合 計			

#### （2）支出の部（※変更後の内容）

備 品 名 (メーカー・型番号)	数量	金 額 (円・税込)	備 考
合 計			

#### （3）保管場所等（変更した項目のみ、記入してください。）

備品の保管場所	
購入（修理）予定日	年 月 日（～ 年 月 日）
備品購入の目的	

添付書類等チェックリスト ※必要に応じて以下の書類を添付し、□にレ印を御記入ください。

- 1 見積書の写し（消費税を含み、当該見積金額が1者10万円以上となる場合は、同一型番のもので2者以上の見積書の写し）の添付
- 2 補助事業の内容が自治区活動備品の修理である場合は、当該備品の修理前の写真の添付

自治区名  
自治区長名 様

年度 自治区活動備品整備事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した自治区活動備品整備事業補助金の□交付決定（□変更決定）について、豊田市補助金等交付規則第9条の規定により、下記のとおり変更します。

年 月 日

豊田市長



記

- 1 変更決定額 金 , 000円
- 2 変更等の内容

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費	円	円
補 助 金 額	円	円

- 注意 1 決定の内容につきましては、添付の変更査定書を参照してください。
- 2 補助事業の計画を再度変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
  - 3 この補助金は、自治区活動備品の整備に対するものであり、用途等が不適當であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

## 変更査定書（備品整備事業補助金）

### 1 対象事業費の内訳

備 品 名 (メーカー・型番号)	数量	事業費 (円・税込)	補助対象外 事業費 (円・税込)	補助対象 事業費 (円・税込)
合 計				

### 2 補助対象外事業の理由

.....

.....

### 3 変更後の補助金額の算出

	備品・軽貨物（円）	備 考
対象事業費×補助率 (千円未満切捨て) (A)		
補助限度額（世帯数 世帯） (B)		軽貨物は世帯数 によらず 500,000 円
補助金額 〔(A) 又は (B) いずれか低い額〕		

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

豊田市長 様  
（取扱い： ）

（報告者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区活動備品整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定(□変更決定)を受けた 年  
度自治区活動備品整備事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定  
により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

.....  
.....  
.....

記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

## 2 事業の実績（収支決算書兼事業報告書）

### （1）収入の部

区 分	金 額（円）	備 考
市 補 助 金		
自治区負担金		
合 計		

### （2）支出の部

備 品 名 （メーカー・型番号）	数 量	金 額 （円・税込）	備 考
合 計			

### （3）保管場所等

備品の保管場所	
購入又は修理日	年 月 日（～ 年 月 日）

添付書類等チェックリスト		※□にレ印を御記入ください。
<input type="checkbox"/> 1 必須	購入又は修理した自治区活動備品の写真（自治区活動備品ラベルを貼り付けてから撮影し、かつ、備品の数が確認できるもの）の添付	
<input type="checkbox"/> 2 必須	領収書の写し等、自治区活動備品の購入又は修理に要した経費を証明できる書類の添付	
<input type="checkbox"/> 3 必須	自治区で整備する自治区備品台帳への追加（提出不要）	
<input type="checkbox"/> 4	自家用軽貨物自動車の購入の場合は、自動車検査証の写し及び保険証書の写し等の任意保険への加入を証明できる書類の添付	

自治区名  
自治区長名 様

年度 自治区活動備品整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度自治区活動備品整備事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長



記

- 1 補助事業名 自治区活動備品整備事業
- 2 補助金の額 金 円
- 3 変更の内容（※交付決定額から変更がある場合のみ）

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費	円	円
補助金の額	円	円

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区活動備品整備事業補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた自治区活動備品整備事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第11条第2項の規定により、下記のとおり概算払を申請します。

記

1 概算払申請額 金 ,000円  
(補助金交付決定額 円)

2 申請の理由

.....  
.....

3 事業完了予定 年 月 日